



保全利用協定の手引き **改定**

みんなで実現する
「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」



平成25年3月

沖縄県環境生活部自然保護課

はじめに

沖縄は、“東洋のガラパゴス”とも呼ばれるほど固有の動植物が数多く生息し、世界的にも貴重な自然の宝庫です。沖縄県が策定した「沖縄 21 世紀ビジョン」の中でも、沖縄県のめざすべき5つの将来像のひとつとして「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」が設定されています。

一方で、平成 20 年には県内入域観光客は過去最高となる 590 万人に達しており、自然環境の保全と利用のバランスをうまく調整していくことが課題になっています。

「環境保全型自然体験活動推進事業」（平成 25 年 3 月 沖縄県環境生活部自然保護課）で実施したアンケート結果等によれば、フィールドに様々な問題があらわれている要因の一つとして、人の利用過剰が考えられます。

沖縄県のめざすべき将来像「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」を実現するためには、観光客等の適正な地域の利用ルールを設定していく必要があると考えられます。

「保全利用協定」とは、事業者間で自主的に策定・締結するルールのことです。「改正沖縄振興特別措置法」にも盛り込まれている法的な制度です。

本制度は、平成 14 年 4 月より運用されてきましたが、実際の締結事業者からは、「持続的に自然環境を利用できる」、「地域との信頼を築きながら、地域に根ざしたより良い活動ができる」といった声もあがっています。また、締結により事業者と地元行政との信頼関係が築かれ、行政から事業者が支援を受けながら地域の活性化に貢献するといったケースも見受けられます。

「保全利用協定の手引き」は平成 16 年 3 月に発行されましたが、事業者の皆様にとってより使いやすいものにするため、今回改定いたしました。

本手引きは、保全利用協定の制度について知りたい方、これから保全利用協定の締結を考えている方等を対象にしています。本書を参考に保全利用協定の締結について検討して頂ければ幸いです。

保全利用協定が一つ一つ締結していくことで、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」が実現することを期待しています。



保全利用協定ロゴマーク

目次

| | | |
|----------------------------|-----------------|-----|
| 保全利用協定について 知りたい方へ | 1 保全利用協定とは | p1 |
| これから保全利用協定を 締結する方へ | 2 保全利用協定の仕組み | p10 |
| 締結後に観察・記録を 進める方へ | 3 協定区域の観察・記録 | p27 |
| 保全利用協定について 分からないことがある方へ | 4 保全利用協定 Q&A | p40 |
| 保全利用協定の書類を 作成する方へ | 5 保全利用協定 記入フォーム | p44 |
| | 資料編 | p76 |

保全利用協定についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

事務局

沖縄県環境生活部自然保護課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

Tel 098-866-2243 Fax 098-866-2240

メールの場合はHP上からご連絡ください

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/shizenhogo/index.html>

1 保全利用協定とは

?





「保全利用協定」とは

沖縄県知事が認定する事業者間の自主ルール

保全利用協定は、「保全」と「利用」双方のバランスをとりながら、次世代に豊かな自然・文化を継承し、同時に観光産業の持続的な発展を図る制度です。

保全利用協定とは、「**環境保全型自然体験活動を行う場所の適正な保全と利用を行うために、地域住民・関係者からの意見を適切に反映しつつ、事業者間で自主的に策定・締結するルール**」のことです。平成14年4月より「沖縄振興特別措置法」に主要な施策として盛り込まれた法的な裏づけのある制度であり、平成24年4月に改正された「改正沖縄振興特別措置法」にも盛り込まれています。

保全利用協定とは、自然環境を大切にしたい質の高い環境保全型自然体験活動を行うためのルールのことだよ。

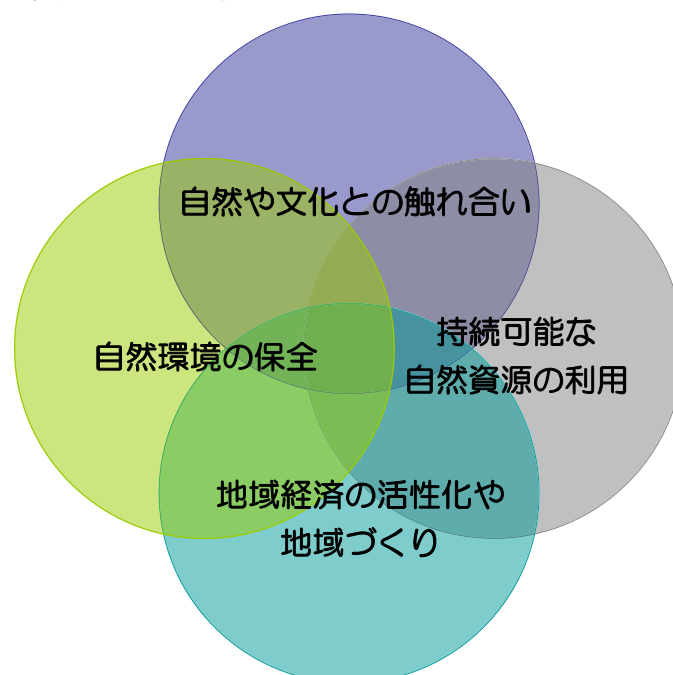


「環境保全型自然体験活動」とは

ガイドの案内を受け自然環境と触れ合い理解を深める活動

参加者が、地域の自然環境について知識を有する者から案内及び助言を受け、当該地域の自然環境の保全に配慮しつつ、当該地域の自然と触れ合い、これに対する理解を深めるための活動です。

なお、**環境保全型自然体験活動は、地域の自然環境について知識を有するガイドの案内が不可欠であり、助言を受けるのみで案内を伴わない活動は該当しません。**



保全利用協定と沖縄県のめざすべき将来像

保全利用協定は沖縄県のめざすべき将来像を みんなで実現する制度です

保全利用協定制度は、フィールド*の自然や文化を保全する事業者の活動を支援する制度です。それぞれの事業者が観光客等の適正な環境収容力の考え方も念頭に置いた地域の利用ルールを設定するなど、自然環境の保全と地域の活性化の両立を図ることが重要になります。

フィールドの利用と保全を両立させることができる事業者がたくさん現れることで、一般の来訪者へもその意識・行動が波及していくと考えられます。また、来訪者が協定締結事業者を選定できる仕組みを作ることで、“環境保全型自然体験活動”が広がっていくものと考えられます。

保全利用協定が一つ一つ締結していくことで、沖縄県のめざすべき将来像「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」が実現することを期待されます。

たくさんの事業者が保全利用協定を締結していくことで、沖縄県のめざすべき将来像「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」に近づくことができるんだ！



※フィールドとは、自然体験活動・エコツアーを行う場所のことです。

沖縄県のめざすべき将来像

沖縄は、“東洋のガラパゴス”とも呼ばれるほど固有の動植物が数多く生息し、世界的にも貴重な自然の宝庫です。沖縄の自然は、世界的にも貴重な財産であることを認識し、豊かな自然を守り育みながら、持続的発展を目指すことが重要です。

「沖縄 21 世紀ビジョン」（平成 22 年 3 月 沖縄県）で、沖縄県のめざすべき将来像の一つとして「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」が設定されています。

「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」

沖縄の自然と歴史、伝統、文化には、人を魅了し惹きつける力「ソフトパワー」があります。これらを劣化させることなく、次世代に引き継ぐことが求められています。

- 温暖な気候とゆったりした時間の流れで暮らせる沖縄。
- 青い海、白い砂浜と自然の海岸線が続き、サンゴ礁によりイノー（礁池）の穏やかさが守られている沖縄。
- 多様な生物、亜熱帯の花や緑が島の美しさを引き立てる、自然に囲まれた沖縄。
- 沖縄らしい自然や風景を求めて観光客が訪れ、物心両面での豊かさをもたらしている沖縄。
- 最先端の温暖化対策などの環境モデル地域を形成し、世界的に注目を集めるエコアイランド沖縄。
- 暮らしの中に息づいている伝統文化・行事などが、世界中で活躍するウチナーンチュの誇りの源となっている沖縄。
- 伝統文化の継承に加え、多様性を受け入れ、新たな文化を創造している沖縄。



沖縄県の観光の現状

成長を続ける沖縄観光

周遊型観光から体験型観光へ

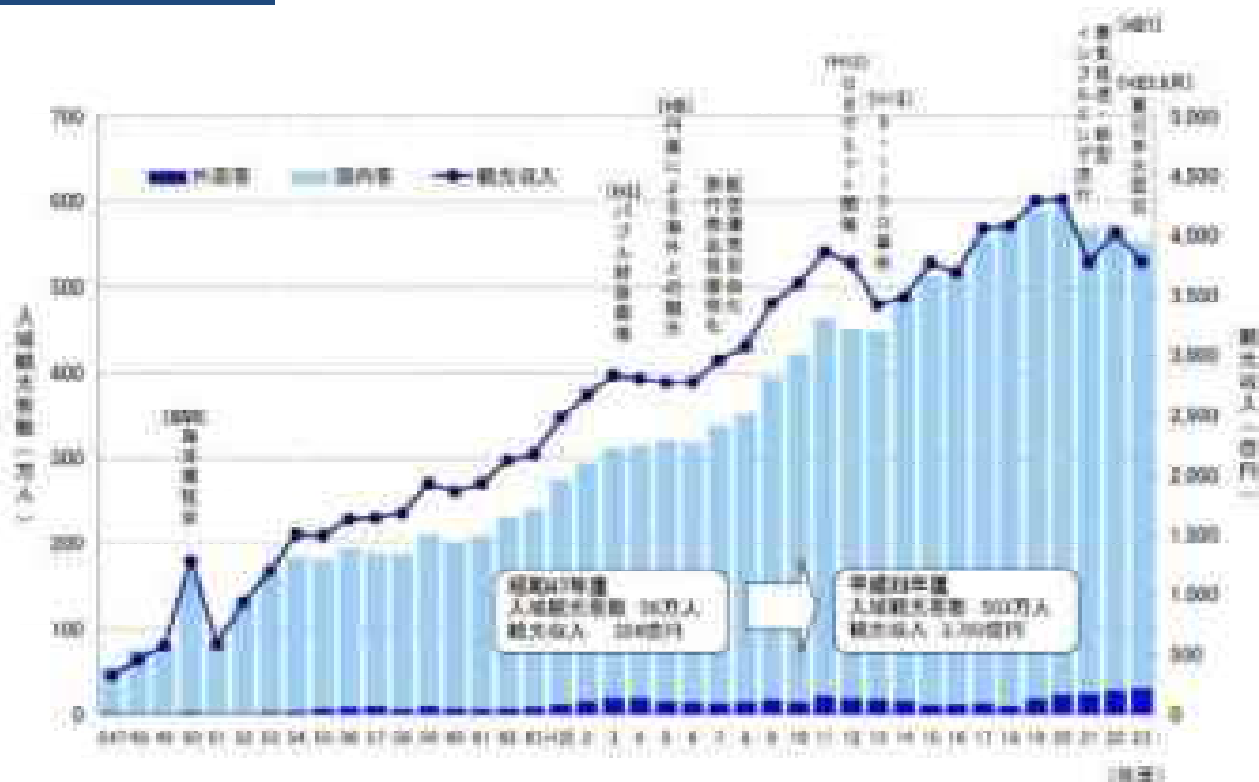
沖縄県では、珊瑚の海や亜熱帯の森、豊かな琉球文化等を資源とした観光を推進し、現在においても環境保全型自然体験活動の先進地として成長を続けています。

ところが、それまでの主な観光形態であった周遊型観光と異なり、**環境保全型自然体験活動は、来訪者が自然や文化を直接的に体験し、地域の生活に深く触れることを特色とすることから、様々な問題が指摘されるようになりました。**また、事業者が提供するプログラムの参加者以外の、一般の来訪者による同様の問題も報告されています。

今後は、那覇空港が拡張されたり、「奄美・琉球」が世界自然遺産に登録されれば、ますます観光客が増えるかもしれないなあ。



<沖縄観光の推移>



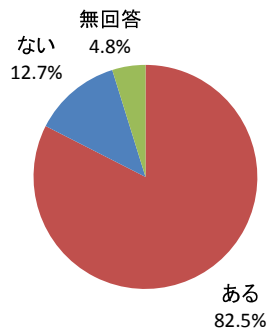
出典：「観光要覧 平成 23 年」（平成 24 年 9 月 沖縄県）

沖縄県のフィールドの現状

事業者へのアンケート調査結果によれば、沖縄県ではフィールドの利用過剰等により様々な問題が起きています

<事業者へのアンケート調査結果>

Q.使用されるフィールドで気になる問題はありませんか？

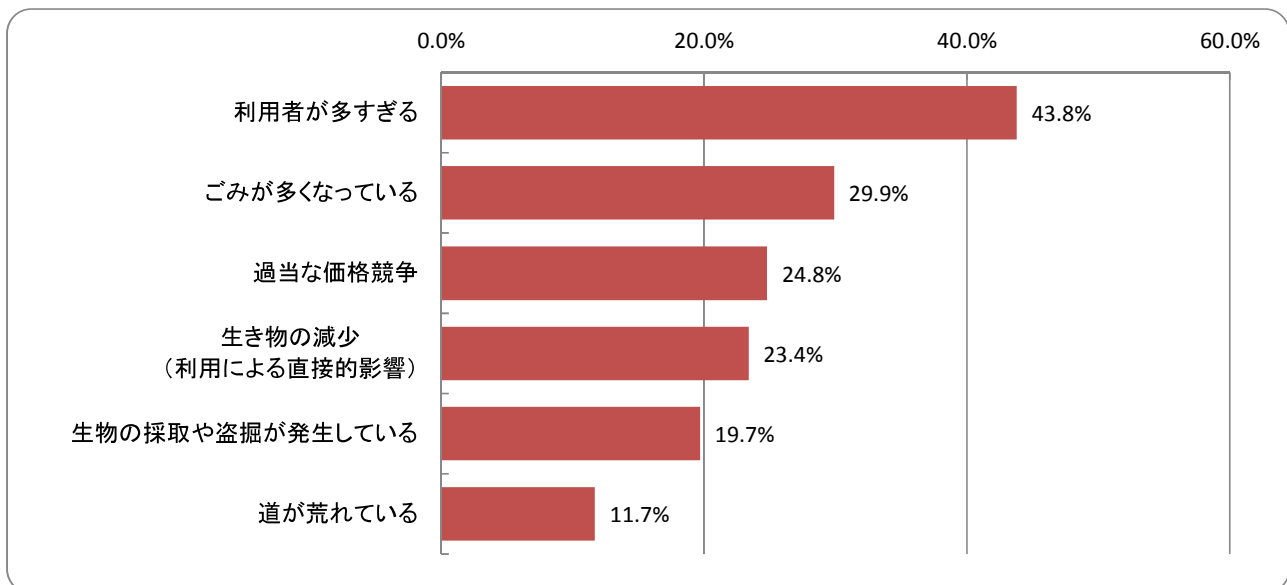


事業者アンケートの概要

有効回答数 164 件/対象事業者数 772 件
調査期間：2012/12～2013/1

Q.「ある」とお答えの方は、内容を選んでお答え下さい [複数回答可]

※特にフィールドの利用に関係すると考えられる項目を抽出



沖縄県では、様々な要因で環境が悪化しているフィールドがあるけど、利用過剰が一つの要因として考えられるわ。

<その他の声>

- 利用者が多すぎて質の高いツアーが出来なくなった。
- 御願所や拝所等でのマナーの悪さ。
- 等

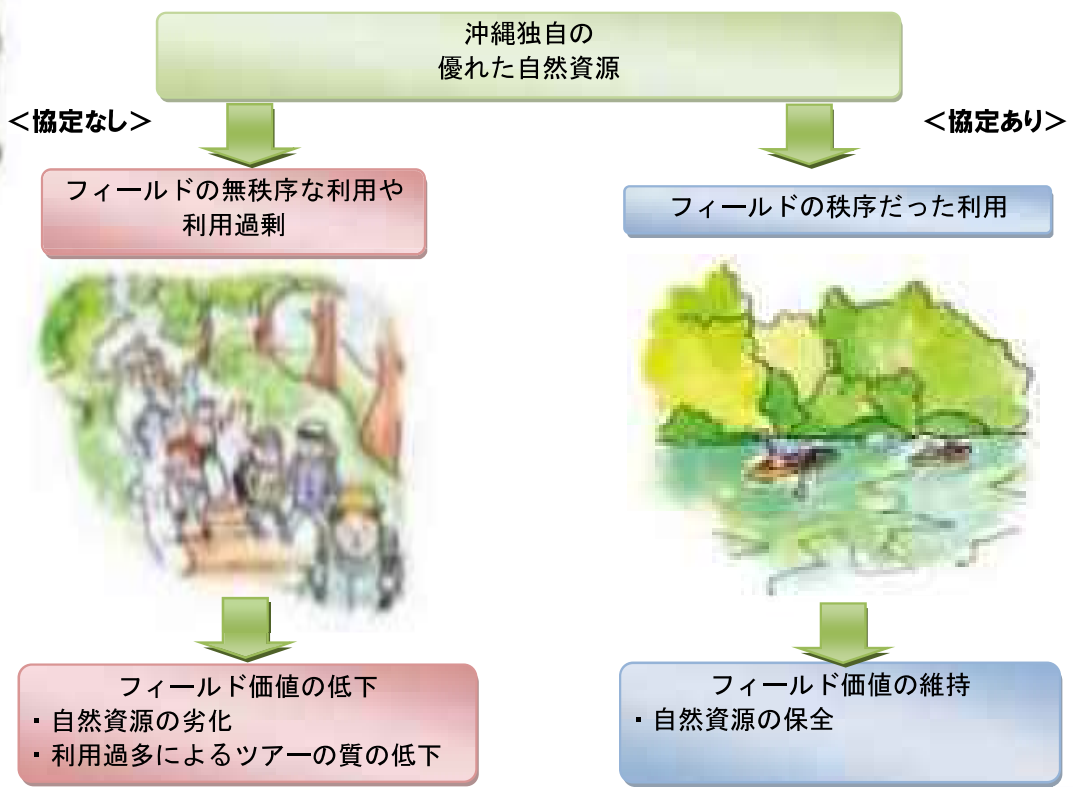


保全利用協定によるフィールドの持続的な利用

保全利用協定を適用することで、フィールドの秩序だった利用が可能となり、持続的な利用につながります

フィールドで無秩序な利用を続けると、フィールドが荒廃し、利用できなくなる恐れがあります。保全利用協定を適用することで、フィールドの秩序だった利用が可能となり、持続的な利用につながります。

観光客が増えると、フィールドがさらに劣化することもあるなあ。将来を考えるとルールづくりは必要かも。



<実際の締結事業者の声>
締結により、地域の監視の目が働き、知らない業者がフィールドを無秩序に使うということがなくなったそうだ！



地域にとっての保全利用協定

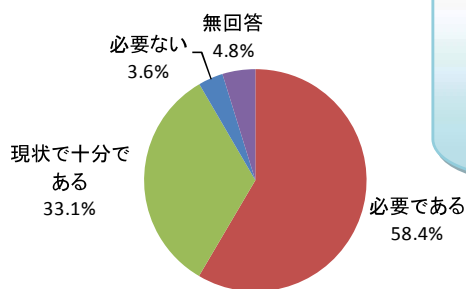
保全利用協定を締結することで、事業者と地域の活性化が促進されます

地域にとって保全利用協定はどのような意味合いをもつのでしょうか。大きなポイントとして、地域資源の利用について住民が事業者の活動に対して意見や希望を伝える枠組みができるということが挙げられます。この制度の中では、**地域での話し合いの場や協定の公告・縦覧、地元自治体からの意見聴取等の仕組みが設定**されています。

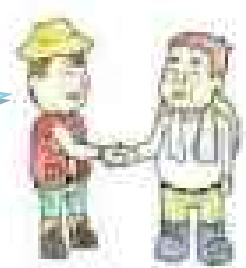
保全利用協定は、「事業者間で自主的に策定・締結する」ものですが、同時に協定区域が属する地域の理解・協力が不可欠でもあります。

<事業者へのアンケート調査結果>

Q.使用されるフィールドの利用の仕方について、その地域住民と話し合う必要がありますか？



フィールドは地域の人がか大切にしている場所でもあるし、地域と話し合いながら利用した方がいいよなあ。



環境保全型自然体験活動は、地域とのつながりの中で、社会的な貢献を生み出すことで継続的なものとなり得ます。その結果、地域から信頼を得ることができ、事業者も質の高い環境保全型自然体験活動ができるようになります。

<実際の締結事業者の声>

地域（行政・住民）の理解が得られて、良好な関係を築くことができた！

一法人では地域行政に支援されにくいですが、締結事業団体として、行政から支援されやすくなった！



地域に対して自分達の事業のアピールができた！

事業者間のコミュニケーションが図られるようになった！

保全利用協定における事業者のメリットと責任

メリット：フィールドの持続的な利用につながる 等等
責任：フィールドの観察・記録 等等

保全利用協定制度は、「保全」と「利用」双方の推進を図ることを目指しています。事業者が協定を守りながら、適正にフィールドを使用し、そして清掃活動やフィールドの観察・記録といった活動を行うことで、はじめて持続的な資源利用が実現します。この意味で、協定締結事業者はフィールド使用に関して、一定の責任を負うことになります。

一方で、保全利用協定制度により、フィールドの持続的な利用につながる、地域住民に、フィールドを利用していることへの理解が得られる等のメリットがあります。

メリット

- フィールドの持続的な利用につながる
- 地域住民に、フィールドを利用していることへの理解が得られる
- 環境に配慮した事業をしているPR
- フィールドを利用する事業者同士、話し合う機会を持てる など

事業者の責任

- フィールドの観察・記録、清掃活動
- 環境負荷軽減の取組み
- 地域住民の理解・協力を得る取組み
- フィールド管理への協力
- 一般への環境意識の普及・啓発 など

自然や文化などの資源に与えられる影響は、環境保全型自然体験活動によるものばかりでなく、一般の来訪者による部分も大きいと言えます。

ではなぜ、事業者間のルールである保全利用協定が重要視されているのでしょうか。

それは、**これらの活動が環境教育的な効果をもち、事業者が率先して行動する態度が、社会に与えるプラスの影響が期待される**からです。つまり、事業者は沖縄の自然や文化を次世代に継承する力をもつキーパーソンなのです。

締結事業者がルールを守ることで、環境に対する高い意識が一般の利用者に波及することが期待できるね。



保全利用協定締結事例

現在（平成 25 年 3 月）までに、保全利用協定は「仲間川地区」、「比謝川地区」の 2ヶ所において、締結されました。



仲間川地区保全利用協定[竹富町]

仲間川地区保全利用協定は、**同制度の利用第 1 号**として、西表島の仲間川で活動している遊覧船 2 事業者、カヌー 3 事業者の計 5 事業者によって策定・締結され、平成 16 年 6 月に沖縄県知事の認定を受けました。

同協定には、「自然環境」、「安全管理」、「地域住民の生活・伝統文化」などの配慮事項が定められています。具体的には、**マングローブ林保護のための遊覧船の運航速度規制、狩猟者・漁業者への配慮などが明記**されています。

平成 17 年 5 月発表の第 1 回エコツーリズム大賞（環境省）において、同協定が他の地域の先駆的事例になり得るとして特別賞を受賞しました。



比謝川地区保全利用協定[沖縄本島嘉手納町]

比謝川地区保全利用協定は、**同制度の利用第 2 号**として、沖縄本島中部の比謝川で活動しているカヤック 3 事業者によって策定・締結され、平成 22 年 3 月 31 日に沖縄県知事の認定を受けました。

同協定には、「自然環境」、「安全管理」、「地域住民の生活・伝統文化」などの配慮事項が定められています。具体的には、**マングローブ林保護のためのカヤックの総量規制、地域住民・漁業者への配慮などが明記**されています。

比謝川地区の環境の保全に関して、保全利用協定締結以前から、同地域で地域の皆様と協力し、比謝川流域や周辺の遊歩道でのゴミ拾いを行などの清掃活動を実施しています。



どちらの締結区域も、保全利用協定が過剰なフィールド利用を抑制するように働いているんだ！

